

法務省矯正局少年矯正課への聴き取り調査によると以下の通り。

#### (1) 心理職者数

心理職者数合計は、431名(平成26年度)。うち、少年鑑別所226名、刑事施設193名、少年院12名。このほか、法務本省、矯正管区、矯正研修所等に勤務するものが若干名いる。

#### (2) 心理職の職務内容

##### ①少年鑑別所

家庭裁判所の審判に活用するため、非行のある少年に対して、面接や各種心理検査を行い、知能や性格上の特徴、非行に至った原因、今後の処遇上の指針を明らかにする。

保護処分として少年院に送致された少年や保護観察処分となった少年に対して、専門的なアセスメント機能を活用して継続的に関与する。

地域の非行及び犯罪の防止に貢献するため、一般の方からの心理相談を受けたり、学校や地方自治体、福祉関係機関等と連携して、非行、犯罪の防止や青少年の健全育成のための専門的援助を実施する。

##### ②刑事施設

受刑者の改善更生に資するため、面接や各種心理検査を行い、知能や性格等の資質上の特徴、犯罪に至った原因、今後の処遇上の指針を明らかにする。

認知行動療法などの手法を取り入れた改善指導プログラムや個別カウンセリングにより、犯罪に結び付く資質上の問題性の改善を図る。

認知行動療法などの手法を取り入れた改善指導プログラム等の開発・維持管理作業、

効果検証を行う。

##### ③少年院

在院者の改善更生をはかるため、個々の在院者に関する処遇方針を策定した上で、認知行動療法他さまざまな手法を取り入れた専門的処遇プログラムや個別化カウンセリングを実施する。

## 2-2. 裁判所

最高裁判所事務総局家庭局第三課調査制度係による調査によると以下の通り。

#### (1) 心理職者数

家庭裁判所調査官(以下「家裁調査官」)及び家庭裁判所調査官補は、1,596人(常勤のみ)。

\*家庭裁判所調査官(補)の採用には、心理学、社会学、社会福祉学、教育学等の人間関係諸科学の試験が課されるため、本研究においては家庭裁判所調査官(補)を心理職として扱った。

#### (2) 心理職の職務内容

家庭裁判所は、夫婦や親族間の争いなどの家庭に関する問題を家事審判や家事調停、人事訴訟などによって解決するほか、非行を犯した少年について処分を決定する。いずれも法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められる。

家裁調査官は、このような観点から、例えば、家事事件においては離婚、親権者の変更、面会交流等に係る紛争当事者や子どもについて、少年事件においては事件送致された少年及びその保護者等について調査し、紛争の原因や少年が非行に至った動機等を明らかにして、問題解決に向けた意見を裁判官に報告する。

### (3) 採用及び研修について

家裁調査官になるには、裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補）を受験し、まず家庭裁判所調査官補（以下「家裁調査官補」という。）として採用される必要がある。院卒者区分と大卒程度区分の2種類の試験があり、それぞれ受験資格、試験の内容等が異なる。

家裁調査官補として採用されると、裁判所職員総合研修所に入所し、家庭裁判所調査官研修部における養成課程研修を受けて行動科学の理論や技法、法律の専門的な知識等を身に付ける。養成課程研修中は研修所での合同研修だけでなく、採用庁における約1年間の実務修習もある。約2年間にわたる研修を修了すると、家裁調査官に任官する。

家裁調査官に任官してからも、職場でのOJTに加え、経験や役職に応じた様々な研修に参加する機会がある。

## 2-3. 警察庁

### (1) 全国警察の心理職者数及び職務内容等

心理職が在籍すると考えられる部署への聴き取りを行ったところ、内訳等の詳細は不明であるが、心理職に該当する職員は下に示す数値の合計以上にいるものと推定される。

うち、職務別に開示された心理職者数は以下の通り。

警察職員のメンタルヘルス対策に従事 29人。科学捜査研究所でポリグラフ業務に従事 110人。被害者支援に従事 37人。

（以上の数値には兼務者を含む、心理職者は以上のほか多様な業務に従事している）

(2) 被害者支援に従事する心理職の職務内容等

#### ①主な職務内容

「犯罪被害者等に対するカウンセリング、付添い」「民間被害者支援団体等他機関との連携」「警察職員に対する犯罪被害者等への支援方法についての助言」「警察職員に対する犯罪被害者支援に関する教養」「犯罪被害者支援に関する警察部外の講演」「犯罪被害者支援に関する調査研究」「代理受傷対策」ほかあげられる。

#### ②研修体制

「カウンセリング専門職員に対する専門研修に要する経費」及び「カウンセリング業務のアドバイザー委嘱」に関する予算を獲得し、職員は各種学会・研修会等で学んだり、部外の子精神科医・臨床心理士等から専門的なアドバイスを受けたりしている。

警察庁では全国の警察職員を対象とした「被害者カウンセリング専科」を実施しており、職員は犯罪被害者支援に精通している部外講師からの専門的な研修を受けている。

#### ③採用条件

各都道府県警察で異なっているが、少なくとも4年制大学若しくは大学院を卒業した者である。大学等で心理学（これに相当する課程を含む。）を専攻した者、臨床心理士資格を有する者等の条件が付される場合がある。

## 2-4. 海上保安庁

### (1) 心理職者数

海上保安庁本庁秘書課健康安全係への聴き取り調査（平成 26 年）によると、心理職者数は以下の通り。

- ・本庁：常勤 1 人、非常勤 1 人
- ・管区：66 人

（海上保安学校 2 人、海上保安大学校 1 人を含む、また 3 管区は心理職者数不明。「メンタルヘルスネットワーク」「心の健康対策アドバイザー」「メンタルヘルス対策相談員」（管区によって呼称等が異なる）として、ネットワークの形で登録されている）

## (2) 職務内容等

本庁：メンタルヘルス対策官（常勤職）：海保全体のメンタルヘルス対策の企画立案、個別事案への対応、惨事ストレス事案等の緊急対応、各管区、教育機関を回って研修会を実施。

惨事ストレス対策アドバイザー（月 2 回勤務の非常勤職）：上記メンタルヘルス対策官を含めた秘書課健康安全係の業務への助言、個別事案、緊急事案への対応。

各管区ネットワーク登録の心理職：職員、メンタル不調者への対応と助言、カウンセリング、復職支援、惨事ストレス事案発生時における対応と助言

## (3) 研修の状況

海保のメンタルヘルスに協力してもらう心理職が上記ネットワークによって組織化し人数もこれから増えてくるため、今後、研修の企画を充実させる必要性が高まってくる。現状ではネットワーク組織の立ち上げ時に連絡会議を行っている。

各管区の担当者と該当の都道府県の県士会の臨床心理士が参加し、海保の業務や組織の特性、過去の惨事ストレス事案の紹介、海保の船艇や施設の見学などがその内容である。

## 2-5. 自衛隊

陸上自衛隊東北方面隊メンタルサポートセンターへの聴き取り調査（平成 26 年）によると以下の通り。

### (1) 心理職者数

自衛隊合計で 157 名（全員常勤）。内訳は、陸上自衛隊 107 名（技官のみ）、海上自衛隊 22 名（自衛官 7 名、技官 15 名）、航空自衛隊 28 名（自衛官 3 名、技官 25 名）

### (2) 職務内容

主たる業務として、メンタルヘルス施策の立案・実施、各種メンタルヘルス教育、アセスメント、カウンセリング、コンサルテーション等の臨床活動などがあげられた。

## 3. 産業・労働領域

### 3-1. 先行研究「産業カウンセラー等の実態調査」

#### (1) 職種別人数の推定

勤務先での職種を産業カウンセラー等全体（34,063 人）で推定すると（表 9）の通り（産業カウンセラーは一般社団法人日本産業カウンセラー協会が認定する資格の固有名詞であることから、産業カウンセラー等と記す）。

（表 9）職種別人数推定

（単位：人）

	調査実数	全体人数推定
カウンセラー	1,919 人	5,298 人
心理職*	154 人	425.人

\*家裁調査官、心理判定員等

### 3-2. 日本臨床心理士会動向調査との比較

本調査によるカウンセラー数推定(5,298人)は、産業・労働領域の臨床心理士数(推計)1,696人(別表)と比較するとはるかに多い(ただし、調査年が異なっている)。

臨床心理士の行う業務と産業カウンセラー等が行う業務は一部重複するであろうが、異なった職務内容になっていると考えられる。今後、職務内容の詳細な分析が必要である。

## 4. 私設心理相談領域

網羅的な調査がないため、以下の調査を実施した。

### 4-1. 調査の対象

私設心理相談室のうち、医療(クリニック等に併設の施設など)、教育(大学附属の相談室等)は対象外とする。ただし、産業関連(EAPなど)業務は、私設心理相談業務と明確に分類することは難しいため、「全施設(上述医療・教育を除く)」に加えて「産業も対象とする施設」の実態を調査した。

### 4-2. 調査の手法

「iタウンページ」で「東京(地域)」「心理カウンセリング(業務)」をキーワードとして検索して表示された施設を調査対象とした(266施設、全国1,537施設、閲覧日平成24年10月21日)。ただし、対象のうち重複していると思われるものを除外した(除外後対象数127施設)。

対象施設を以下の手順で調査した。

(1)「心理相談と思われる施設」「医療に分類される施設」「大学付属の施設」に分類

(2)「高等教育で学ぶ心理学と異なっている手法を用いていると考えられる施設」は除外

(3)主たる業務は心理相談ではないと思われる施設/不明な施設を除外

### 4-3. 調査結果

調査対象における「心理相談室数」は266箇所、また規模は平均5.3人であった。取得資格も臨床心理士資格が最も多いものの多様な資格があることが判明した(表8)。

(表8) 複数施設で表示された資格

資格付与団体	資格名	数
(公財)日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理士	49
(社)日本産業カウンセラー協会	産業カウンセラー	19
(公社)日本心理学会	認定心理士	8
全日本カウンセリング協議会	認定資格カウンセラー	4
NPO日本臨床心理カウンセリング協会(JACC)	認定臨床心理療法士	4
(社)日本臨床発達心理士認定運営機構	臨床発達心理士	4
NPO・朝日カウンセリング研究会	認定カウンセラー	3
NPO日本教育カウンセラー協会	教育カウンセラー	3
家族心理士・家族相談士資格認定機構	認定家族相談士	2
NPOカウンセリング教育サポートセンター	認定カウンセラー	2
NPO日本キャリア開発協会	キャリア・デベロップメント・アドバイザー	2
日本TFT協会	セラピスト	2

注：精神保健福祉士は社会福祉業務の資格のため、9施設あるが割愛した

(表9) 全国の私設心理相談施設/人数 推計

	(単位：件、人)	
	東京	全国推計
iタウンページ表示施設数	266	1,537
うち心理相談に該当施設数	127	834
心理職人数/施設 平均	5.3	—
心理職者数	673	4,420

注：常勤・非常勤を含む

### 4-4. 「動向調査」における推計

「動向調査」(別表)においては、合計1,773人(常勤・非常勤)の臨床心理士が私設心理相談領域にいと推定される。

(表8)では127施設中49施設で臨床心理士資格が在籍している(38.6%)。この比

率から、臨床心理士以外を含めた全私設心理相談は、4,593人(1,773人÷38.6%)と推計できる。ただし、以下の点に留意が必要である。

結果として、iタウンページによる「本調査」での全国推計と「動向調査」による全国推計では近似の数値となった。

しかしながら以下の点に留意を要する。

- ・iタウンページに掲載していない臨床心理士の私設相談機関がある(参照「臨床心理士に出会うには」)。また、「臨床心理士に出会うには」にも掲載していない臨床心理士の私設相談機関があることが確認されている(全体数不明)。
- ・本調査においては、ホームページ上のみで心理相談業務か否かを判断したが、詳細に業務内容・提供サービスを分析する必要がある。

#### D. 考察

司法・法務・警察領域は求められる職場でのスタンダードの役割がそれぞれ明確にされている。法と行政の基本的枠組みのもとに、所属する組織の機能・役割を確知した上で、心理学の知識や技術をそれぞれの部署の業務のなかに適切に適用していくことが基本として求められていると言えよう。心理学の知識や技術を所属する部署にどのように持ち込み活かすかと言うのではなく、その場で課題とされることに心理学の知識・義手をどう取り入れ役立てるかとの姿勢が必須である。

教育・海上保安庁・自衛隊・産業領域においても、領域、組織や機関に求められる社会的責任と全体構造を熟知した上で、心理学の知見を応用した関わりが求められて

いる。

私設相談領域では、来談者のニーズを考慮したある方向性を持つ(特定の技法や理論に特化した)専門分化した心理学の知識や技術を用いることもあろうが、営為としての技法は異なっているとしても、心理臨床行為の基底として求められる基本は同じであろう。すなわちこれらの職域で求められている役割にはアセスメント、面接技術、他職種とコラボレートする力、得られた情報を周囲に公共性をもった言葉で表現するコミュニケーション能力、さらには得られた知見や新たな支援方法を表現・提言するといった、心理臨床の基盤をもとにした応用展開力が求められる。基本を熟知しつつ、適切な現実認識、バランス感覚と協調性を持つことが必須である。そのためには基本となる臨床の力を育み、教育過程での実習や研修の充実が必要である。

#### E. 結論

司法・法務・警察領域では機関の社会的機能・役割に基づいて、心理職の職務は基本的に明確にされている。それぞれの職域で心理職者は必要とされる職務を応分に果たせるように研修体制も整備されている

教育・産業・労働領域においては心理職の専門性を組織や機関の特質に配慮しながら他職種との協働、チームワークの円滑な展開の基に発展させることが課題であると考えられる。

私設心理相談領域においては、本来の心理学の知識、技術とともに何をどこまでいかに引き受け支援対象とするかについて、慎重的確な判断が期待されている。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

#### 参考文献・資料

1. 一般社団法人日本臨床心理士会 「第6回 臨床心理士の動向調査報告書」平成 24年 6月
2. (3) スクールカウンセラーの役割及び意義・成果について「2 スクールカウンセラーについて」  
(文部科学省ホームページ)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/kyouiku/houkoku/07082308/002.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/kyouiku/houkoku/07082308/002.htm)
3. 本間友巳「我が国の教育領域における心理職者の職務と育成」(2015年) 近日刊行予定
4. 文部科学省初等中等教育局「平成 26年度予算(案) 主要事項 事項別表・提出資料」
5. 「私立小学校一覧」公益法人東京都私学財団ホームページ(閲覧 2015年 1月 31日)  
<http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

/school/syoumain.html

6. 株式会社パレクセル ホームページサービス「首都圏スタディ」(閲覧日 2015年 1月 31日)

<http://www.study1.jp/lists/koumei.html>

7. 株式会社声の教育社「平成 27年度用 東京都高校受験案内」

8. 文部科学省「平成 25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成 26年 10月 16日)

9. 早坂康司・佐藤純・奥野光・阿部智香子(2012年度学生相談機関に関する調査ワーキンググループ)『2012年度学生相談機関に関する調査報告』の付票の追加およびお詫びと訂正」学生相談研究 第34巻 第3号 2014.

10. 小池有紀「2013年度における学生相談会の動向」学生相談研究 第35巻第1号 2014.

11. 一般社団法人日本産業カウンセラー協会「産業カウンセラー等の実態調査」(平成 21年 6月)

12. NTTタウンページ株式会社「iタウンページ」<http://itp.ne.jp/?rf=1>

13. 一般社団法人日本臨床心理士会「臨床心理士に会うには」  
<http://www.jsccp.jp/near/>

## (別表) 臨床心理士領域別人数推定

〔平成24年第6回臨床心理士動向調査〕より

	勤務機関 (人)	(組織率・回 収率調整後)	主たる勤務機 関(人)	(組織率・回 収率調整後)
<b>教育領域</b>	3,601	7,750	2,182	4,696
公立教育相談機関・教育委員会等	1,025	2,206	609	1,311
幼稚園・小学校・中学校・高校・予備校	942	2,027	370	796
各自治体から各校派遣(S C)	2,161	4,651	1,128	2,428
その他	327	704	75	161
<b>大学・研究所領域</b>	2,552	5,492	1,564	3,366
大学等(主に教育・研究に従事)	1,724	3,710	717	1,543
大学等(主に相談業務に従事)	1,143	2,460	584	1,257
研究所・研究機関	84	181	36	77
その他	213	458	227	489
<b>司法・法務・警察領域</b>	374	805	279	600
司法(裁判所)関係機関	115	247	94	202
法務省(矯正保護)関係機関	154	331	110	237
警察関係機関(含科捜研)	66	142	59	127
その他	40	86	16	34
<b>産業・労働領域</b>	788	1,696	309	665
組織内の健康管理・相談室	441	949	167	359
独立の健康管理・相談所(E A P等)	147	316	73	157
その他	228	491	69	148
<b>私設心理相談領域</b>	824	1,773	310	667
民間心理相談機関(開設・管理責任者)	352	758	182	392
民間心理相談機関(勤務)	348	749	115	247
その他	124	267	13	28
<b>その他の領域</b>	544	1,171	71	153
大学院在学中	90	194	5	11
心理専門家としてのボランティア活動	258	555	7	15
心理専門職以外の職業	148	319	39	84
その他	73	157	20	43

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）  
分担研究報告書

心理職の役割の明確化と育成に関する研究（H26-特別-指定-011）

〔分担研究課題〕 心理職の各種民間資格制度に関する調査

分担研究者 横山知行（新潟大学人文社会・教育科学系 / 教授）

研究要旨

本研究は、二つの調査からなる。調査1では、わが国における心理職の各種民間資格制度の概略を明らかにするため、一定の基準に基づき選択した97の心理学・心理療法に関わる団体に質問紙を郵送し、心理職の業務となる資格の認定・発行を行っているか否か、また、行っている団体については、その資格名、資格取得者数、資格取得の要件、資格取得後の研修等を記入の上、返送していただいた。回答が得られた63団体のうち、資格の認定・発行を行っていたものは22団体であり、資格の数は37であった。各資格取得者数のレンジは、1名～54,997名で、その総計は95,363名であった。わが国における心理職の各種民間資格は、資格審査を受ける要件、資格審査の方法、資格取得後の研修・更新制いずれも、実に多様であり、同列に検討することができないことが明らかになった。調査2では、調査1であげた資格または臨床心理士資格を任用の条件としていないが、公的機関より事業委託を受けており、独自の養成・研修システムを有している相談機関に面接調査を行い、人材養成・訓練・研修のシステム、および、実質的な活動内容について検討した。その結果、こうした相談機関の中にも、心理職となるために必要な訓練を行っている機関があることが明らかになった。また、このような機関の特徴として、心理職となるまでに何段階かの選抜が行われていること、目配りの効いた個別指導が行われていることが示された。この利点を、心理職の国家資格化が行われた際に、どのように大学・大学院教育に活かしていくかが今後の課題である。

A. 研究目的

今日、わが国において心理職の民間資格は、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、特別教育支援士をはじめ、数多く存

在する。本研究では、まず、調査1として、他の分担研究者により別途報告が行われることになっている臨床心理士以外の民間資格のうち、研究方法で述べる包含基準に該



当する心理学・心理療法に関わる団体に質問紙調査を行い、民間資格の概要を明らかにする。

次に、調査2として調査1であげた資格または臨床心理士資格を任用の条件としていないが公的機関より委託を受けている相談機関に面接調査を行い、こうした機関における人材の養成・訓練・研修システム、および、実質的な活動内容について検討する。

## B. 研究方法

### <調査1>

平成26年11月に、次のa)～c)に該当する97団体宛てに質問紙を郵送し、その活動内容に、①心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。②心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。③心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。のいずれか一つ以上を含む資格の認定・発行などを行っているか否か、また、行っている団体に対しては、さらに、その資格名、資格取得者数、資格取得の要件、資格取得後の研修等を記入の上、返送していただいた。期限までに回答のなかった団体には、再度、回答を依頼する葉書を送付し返送を依頼した。

- a) 学校心理士、臨床発達心理士、特別教育支援士、認定心理士、ガイダンスカウンセラー、産業カウンセラーそれぞれの資格認定団体。
- b) 臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理師国家資格制度推進協議会、日本

心理学諸学会連合のいずれかに属する団体のうち、その性格が異なる、国立精神医療施設長協議会、精神医学講座担当者会議、全国自治体病院協議会精神科特別部会、日本精神病院協会、日本精神神経科診療所協会、日本医師会を除外したもの。

- c) b)の3つの団体に加入していない日本学術会議協力学術研究団体のうち、心理学および心理療法に関するもの。

### <調査2>

平成26年12月～27年3月にかけて、調査1であげた資格または臨床心理士資格を任用の条件としていないが、公的機関より事業委託を受けており、独自の養成・研修システムを有している心理相談機関のうち4カ所を訪問し、理事長、副理事長、事務局長等、その機関の動向を熟知している方に、以下の事項を含む聞き取り調査を施行した。①実施している相談業務の内容。②養成カリキュラムを受講する要件。③カリキュラムの内容。④カリキュラム修了の要件。⑤資格取得後の教育・研修体制。なお、聞き取り調査にあたっては、本調査の目的と調査内容を十分に説明し、また、記録にICレコーダーを用いることも含め同意を得た後に行った。さらに、聞き取り終了後、聞き取り調査の概要を報告書に掲載することについて確認し、同意を得た。

## C. 研究結果

### <調査1>

97団体のうち、63団体より回答が得られた(65.0%)。このうち、先述した3つの活動内容のいずれか1つ以上を含む資

格の認定・発行を行っている団体は表に示す 22 団体 (35.0%) であり、総資格数は 37 であった。

表 回答を得た資格認定・発行団体

- ・臨床発達心理士認定運営機構
- ・特別支援教育士資格認定協会
- ・スクールカウンセリング連絡協議会
- ・産業カウンセラー協会
- ・日本カウンセリング学会
- ・日本学生相談学会
- ・日本家族心理学会
- ・日本芸術療法学会
- ・日本描画テスト・描画療法学会
- ・日本教育カウンセラー学会
- ・日本健康心理学会
- ・日本心身医学会
- ・S S T 普及協会
- ・日本認知・行動療法学会
- ・日本応用心理学会
- ・日本 EMDR 学会
- ・日本スポーツ心理学会
- ・日本交流分析学会
- ・日本選択理論心理学会
- ・日本福祉心理学会
- ・日本臨床催眠学会
- ・メンタルケア学術集会

以下、その概略を述べていく。

1) 各資格取得者数のレンジは、1 名～54,997 名で、その総計は 95,363 名であった。

2) 資格審査を受ける要件として、22 団体のうち 13 団体が当該団体に所属していることを求めている。その期間は入会していればよいものから 3 年以上の会員歴とするものまでであったが、2 年以上とするものが最も多かった。また、13 団体が、その専門領域の実践経験を求めている。その期間は、1 年以上もしくは 90 時間以上～8 年以上もしくは 1000 時間以上と多様であった。なお、このうち 1 団体、日本心身医学会では、実践経験と認定するための施設が定められていた。12 団体が研修

会・講習会の受講を要件としていた。その時間は、6 時間～210 時間と様々であった。4 団体が大学院修了をメインルートとしていたが、いずれの団体も、それ以外に受検資格を得るルートが存在した。また、大学または大学院で心理学全般を広く学ぶことを求めていると判断されるものは、臨床発達心理士認定運営機構と日本心身医学会の 2 団体であり、その他の団体では、各団体の専門領域に関する科目およびその関連領域の科目の履修のみが要件とされていた。

3) 資格審査は筆記試験を課しているもの 9 団体、口述試験を課しているもの 11 団体、レポートを課しているもの 6 団体、ロールプレイを課しているもの 1 団体、実践場面を録画した DVD を課しているもの 1 団体であった。また、5 団体は書類審査のみであった。

4) 更新制は 18 団体が行っていた。更新期間は 3～10 年で、5 年のものが最も多かった。

5) 更新の要件としては、学会参加、研修会参加、学会発表、学術論文・著書の発表、スーパービジョンが大部分の団体であげられており、他に、関連団体の資格を有すること、学会運営への協力をあげているものが認められた。

## <調査 2>

聞き取り調査を行った 4 機関の概要は次の通りである。

### 1) A 機関

昭和 30 年代に開設された政令指定都市にある心理相談機関であり、自治体家庭生活相談窓口へのカウンセラーの派遣、犯罪被害者相談事業、障害者あんしん相談事業、

自殺対策緊急強化推進事業、心の健康相談づくり電話相談など、多くの公的機関からの受託事業を行っている公益社団法人である。

相談業務に当たるためには、この団体の三級、二級、一級の3段階からなるカウンセリング研修講座を受講し、一級の認定を受け、さらに、認定後は実務研修講座を継続して受講する必要がある。三級は臨床心理学、発達心理学、教育心理学等の心理学科目および社会学、社会福祉学、特別支援教育等の心理学関連科目、および、施設見学を含む計124時間の講座を半年間で受講する。講師はその領域専門の大学教員が中心となっている。受講の要件は高卒程度の学力を有することである。二級は臨床心理学、精神医学、社会福祉等学を中心とした、より専門的な講義84時間と、ケース研究およびロールプレイからなる演習62時間、施設見学10時間の計156時間の講座を半年間受ける。受講の要件は三級の講座を修了し、二級進級の認定を得ていることである。この認定試験は、学修内容に関わるレポート審査であり、8割以上、ことに近年では大多数の者が二級進級への認定を得ているという。一級は、1年目はロールプレイと文献講読、2年目、3年目はゼミ形式の事例検討会とグループワークを中心に行われている。受講の要件は二級の講座を修了し、一級進級の認定を得ていることである。この認定試験は、論述試験である。論述試験の審査は3人の審査委員（精神科医、臨床心理士、選択問題の出題委員）で行い審査委員会で判定する。また、修了判定はレポートと複数の審査委員による口頭試問からなる。一級進級の認定審査、および、修了判

定の段階でカウンセラーとしての適性がないと判断された者には、その旨、明確に伝えるという。一級を取得した者は、さらに、10回20時間のグループ研修および年間10回20時間の、いずれもケース研究が中心となる全体研修を継続して受講する必要がある、5年に1度、レポートによる再認審査がある。また、受託事業での面接を担当するためには、初回更新までの間、ボランティアでインターン研修を行うことが求められている。インターン研修は電話相談担当であり、毎回、アドバイザーが相談内容をモニターし、振り返りを行っている。

なお、一級の認定を受けている者は約800名、このうち2割～3割が現業者に該当すると考えられるとのことであった。

## 2) B機関

昭和40年代に設立された政令指定都市にある心理相談機関であり、犯罪被害者相談事業、自治体職員のメンタルヘルス相談事業、女性センターの相談事業等、公的機関からの事業の受託や、事業への卒業生の紹介を行っている公益財団法人である。

相談業務に当たるためには、カウンセリング実践力養成コースの受講と、カウンセリング実習ルームでの実践を行う必要がある。カウンセリング実践力養成コースの学修内容は、カウンセラーの基本的態度・傾聴スキルに関わるもの、心理アセスメントに関わるもの、カウンセリング技法に関わるものに大別され、それぞれ25時間の理論講座と25時間の体験講座、計150時間を1年間で受講する。受講の要件は、特に定められていないが、明らかに受講に支障がある問題を抱えていると思われる方の場合、稀にお断りすることがあるという。カウ

セリング実習ルームでは、相談室におけるインターン・カウンセリング（クライアントに十分な説明と同意を行い同意が得られた者に、インターン生としてスーパーバイザーの指導下で実際にカウンセリングを行う）、年間 30 回のロールプレイ演習およびケースの少人数グループスーパービジョンを行うチーム学習、月 1～2 回の面接の基本姿勢や倫理、また、面接記録の書き方、事例検討会、実践的なテーマに沿った演習・講義が行われる。2 年間で標準的な履修期間であるが、それを超える者も稀ではないという。受講要件は、カウンセリング実践力コースを修了し、かつ、30 分のロールプレイおよび面接審査からなる入室審査に合格することである。修了要件は、自分が担当した 1 事例に関するケースレポートとその事例の 1 セッションを取り上げた逐語記録、および、これに基づく口頭試問である。これに合格した者がこの機関の認定上級カウンセラーとして認定され、委託事業や紹介された事業に従事することができる。なお、受講要件のロールプレイ、修了要件のケースレポート、いずれも、臨床心理学の専門家が開発した、評価の客観性がある程度担保されるような方法を用いている。資格更新は 5 年ごとに行われ、その際には、所定の用紙に 5 年間の研修・活動事項を報告し書類審査を受ける。

認定上級心理カウンセラーの資格取得者は 1070 名、旧資格とあわせると 2,000 名ほどがこれまで認定を受けているが、このうち現業者に該当する者は 2 割～3 割程度ということであった。

### 3) C 機関

平成になって間もなく設立された、政令

指定都市にある心理相談機関であり、国家公務員や地方公務員のメンタルヘルス相談、自治体の若者就労事業、社会福祉協議会等の委託事業を行っている NPO 法人である。

心理カウンセラー養成コースが設けられており、1 年ないし 2 年で、24 回に渡り、カウンセリング理論、交流分析、認知行動療法、ブリーフセラピー、イメージ療法の講義および実習を行う。受講の要件は、特に定められていないが、明らかに受講に支障がある問題を抱えていると思われる場合、受講を断ることがある。修了要件は、専門知識に関わるレポートの提出と実技を含む口頭試問である。修了者を対象とした、継続研修が開催されており、更新の要件は、原則としてこの研修に参加することであるという。

受講者には、看護師、教員、精神保健福祉士等、近接領域の資格を有している者がおり、そうした者で心理職に関わる内容に従事している者を含めると、修了者における現業者の比率は 3 割程度、含めないと 1 割程度ということであった。

その他、これまで述べてきた 3 つの機関に共通して語られたこととして、カウンセリング講座受講の契機が自らの心理的問題や身近な周囲の人の心理的問題である者が一定数存在すること、そうした人々には、講座自体が、治癒的な面を持つであろうこと、その中には、自らの問題を解決しつつ良いカウンセラーに成長していく人が存在することであった。

### 4) D 機関

平成 10 年代に設立された特別区にある相談機関であり、自治体より、自殺未遂者

対応連携支援事業、自殺相談ダイヤル、夜間こころの電話相談、精神科救急医療情報センター、女性相談などの受託事業を行っているNPO法人である。

この機関では、各種民間資格を必ずしも相談員の要件としていないが、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、作業療法士のいずれかの資格を有するか、10年以上の精神科医療福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有する者、もしくは、臨床心理士資格を取得予定の者が募集要件であり、その領域における基本的な訓練を受けていることが前提となっている。このため、これまでの3つの機関と異なり、初歩からの養成コースは持っていなかった。ただし、さまざまな職種が相談業務に当たるため、採用前の実施研修、採用後の定期的な相談業務に関わる研修会への参加義務、OJTによる徹底したトレーニングが課されていた。

採用に当たっては、書類審査、個別面接、集団面接が行われるが、このうち特筆すべきは集団面接である。ここでは、架空事例を用い1グループ6～8人で40分程度、その事例の検討を行わせ、発表させる。この中でそれぞれの専門的知識とチームワークの力動を査定するとのことであった。また、相談業務をしていく上で、心理を学んで来た人のメリットとして、＜しっかり傾聴できる力を身につけていること＞、＜気持ちの受け止め方が上手いこと＞が、一方、デメリットとして＜精神疾患への対応の経験が乏しいこと＞、＜傾聴しかできない人＞や＜決めつけが強い人＞が存在することが指摘された。

## D. 考察

調査1の結果から、わが国における心理職の各種民間資格は、資格審査を受ける要件、資格審査の方法、資格取得後の研修・更新制、いずれも実に多様であり、同列に検討することができないことが明らかになった。

また、この調査で得られた回答からは、その活動内容に、①心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。②心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。③心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。のいずれか一つ以上を含む資格の認定・発行などを行っている団体のうち、学部または大学院で心理学全般を学ぶことを求めているものは臨床発達心理士認定運営機構、日本心身医学会の2団体のみであり、それ以外の団体では、受験資格として学部・大学院で求める科目は、その団体の専門領域またはそれに関連したものに限られていた。

心理職の国家資格には、心理学を基盤とした汎用性のある資格であることが期待されている。学部・大学院で心理学に関する専門的知識を身につけさせるためには、先の2団体および臨床心理士の資格審査の要件が、また、汎用性のある資格であるということからは臨床心理士資格審査の要件が求められる。今後、国家資格のカリキュラムや資格審査を行っていくにあたり、これらを精査、検討していくことが課題となるだろう。

なお、心理職の国家資格化にあたり、大

学および大学院で心理学その他心理職に必要な科目を修めて卒業・修了したものと  
ともに、大学において心理学その他心理職に必要な科目を修めて卒業した者で所定の施設で実践経験を経たものにも国家試験受験資格を与えることが検討されている。しかし、この実践経験については、現行の民間資格制度の中で 13 団体が資格審査の要件にあげているものの、必要とされる期間は様々であり、さらに、質に関しては日本心身医学会が、実践施設を指定することにより担保しようと試みているのみであった。心理職が汎用性の国家資格となるであろうことを考えると、さまざまな実践経験の形が考えられるが、質の保証という点から実践経験と認定する施設を定めておくという方法は、どの領域であれ十分検討するに値する。

次に、調査 2 の結果から、調査 1 の対象とならなかった相談機関の中にも、心理職として必要な訓練を行っている機関があることが明らかになった。このような機関の特徴として、A機関、B機関で見られたように、心理職となるまでに何段階かの選抜が行われていることがあげられよう。このようなシステムが大学・大学院教育にどこまでなじむものか悩ましいところではあるが、国民の利益という点を考慮するならば、その時点でクライアントを担当する適性があるか否か、教育機関が責任を持って判断する必要があるように思われる。

もう一つの特徴は、目配りの効いた個別指導が行われていることである。現在でも多くの臨床心理士養成指定大学院では、同様の個別指導が行われている。国家資格が創設された際にも、その教育課程において、

初期からこのような細やかに行き届いた個別指導が行われることが期待される。

また、大学・大学院で心理学を専攻していないものであっても、着実なトレーニングを積み、民間資格取得後も、研鑽を怠らずクライアントの役に立っている者に対しては、経過措置の対象とすることを考慮する必要があるだろう。

## E. 結論

1) わが国における心理職の各種民間資格制度の概略を明らかにするため、質問紙調査と面接調査を行った。

2) 平成 26 年 11 月、一定の基準に基づき選択した 97 の心理学・心理療法に関わる団体に質問紙を郵送し、心理職の業務となる資格の認定・発行を行っているか否か、また、行っている団体については、さらに、その資格名、資格取得者数、資格取得の要件、資格取得後の研修等を記入の上、返送していただいた。

3) 回答が得られた 63 団体のうち、資格の認定・発行を行っていたものは 22 団体であり、資格の数は 37 であった。各資格取得者数のレンジは、1 名～54,997 名で、その総計は 95,363 名であった。

4) わが国における心理職の各種民間資格は、資格審査を受ける要件、資格審査の方法、資格取得後の研修・更新制いずれも、実に多様であり、同列に検討することができないことが明らかになった。

5) 調査 1 であげた資格または臨床心理士資格を任用の条件としていないが、公的機関より委託を受けている相談機関における人材の養成・訓練・研修システム、および、実質的な活動内容について検討した。

6) このような相談機関の中には、心理職となるために必要な訓練を行っている機関があることが示された。また、このような機関の特徴として、心理職となるまでに何段階かの選抜が行われていること、目配りの効いた個別指導が行われていることが明らかになった。

7) 今後の課題の一つは、心理職の国家資格化が行われた際に、上に示した相談機関の利点を、どのように大学・大学院教育に活かしていくかである。

#### F. 健康危険情報

特になし。

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし。

##### 2. 学会発表

なし。

##### 3. その他

なし。

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし。

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）  
分担研究報告書

心理職の役割の明確化と育成に関する研究（H26-特別-指定-011）

〔分担研究課題〕 欧米における医療分野の心理職教育システムの調査

研究分担者 下山 晴彦（東京大学大学院教育学研究科）

研究協力者 稲田 尚子（東京大学大学院教育学研究科）

松丸 未来（東京都スクールカウンセラー）

高岡 昂太（日本学術振興会／University of British Columbia）

研究要旨

今日、わが国の精神保健福祉医療分野では、心理職のニーズと期待が急速に高まっており、心理職の実態と役割の明確化およびその養成のための体制整備が緊急の課題である。本研究では、英国、カナダ、米国の医療分野の心理職の養成カリキュラムや研修制度についてレビューし、わが国の心理職に相応しい教育研修システムを検討することを目的として行った。結果を以下に述べる。①臨床心理士の概要：英国、カナダ、米国の医療分野における心理職は、臨床心理士である。プログラムは、英国では専門職大学院の博士課程、カナダ、米国では大学院博士課程であり、いずれも臨床心理学を専門とする。②臨床心理士とカウンセラーの比較：臨床心理士は、心理療法を実践するだけでなく、アセスメントを実施する。科学的根拠に基づいた（エビデンスベースト）理論をメンタルヘルス活動に適用し、評価と研究を継続する科学者-実践者であり、実証性と専門性を重視する。一方、カウンセラーは、心理学を基礎としておらず、心理療法は実践するがアセスメントは行わず、研究よりも実践を重視する。③臨床心理士になるための要件：英国では、3年間の臨床心理学専門職大学院プログラムを修了する必要がある、厳しい入学要件がある。プログラムには、博士号の取得、スーパーヴァイズ下の毎週3日間（計300日間）の実習、認知行動療法ともう1種類、計2種類のアプローチの習得などが含まれる。カナダ、米国では、臨床心理学の博士号を取得し、規定時間数の実習・インターンシップ経験（州によって異なるが平均的には3000時間）を積み、筆記試験（国の試験は必須、州の試験は州によって要否が分かれる）および口述試験に合格する必要がある。このように、英国とカナダ、米国では資格試験の有無など異なる点もあるが、科学者-実践者モデルに立脚しており、博士号を取得し、決められた濃密な実習・インターンシップ経験を積み、十分にスーパーヴァイズを受けた上で認定される点は共通している。これらの綿密な教育研修プログラムにより、高度な臨床実践力を有し、またエビデンスベーストアプローチを検証していくための研究能力が保障される。これら欧米の教育研修プログラムを参考にして、我が国の医療分野における心理職にふさわしい教育研修プログラムについて慎重に検討する必要がある。



## A 研究目的

今日、わが国の精神保健福祉医療分野では、心理職のニーズと期待が急速に高まっている。そのニーズに的確に応えるためには、心理職の実態と役割を明確にし、その養成のための体制整備が緊急の課題である。本研究では、英国、カナダ、米国の医療分野の心理職の養成カリキュラムや研修制度について情報を収集し、レビューし、わが国の心理職に相応しい教育研修システムを提言することを目的とする。

## B 方法

### 1) 英国、カナダ、米国の医療分野におけるサイコロジストの概要および活動状況

英国、カナダ、米国の3か国に関して、医療分野のサイコロジストの概要および活動状況について情報を収集し、レビューを行った。

### 2) 英国、カナダ、米国の臨床心理サイコロジストとカウンセラーの比較

医療分野の心理職には、大きく分けると臨床心理サイコロジストとカウンセラーがある。カウンセラーの概要および活動状況について情報を収集し、レビューを行い、臨床心理サイコロジストとの違いについて考察する。

### 3) 英国、カナダ、米国の臨床心理サイコロジストになるための要件

医療分野における心理職、臨床心理サイコロジストになるための要件について、学部教育、大学院プログラムと最終学位、授業時間数、実習／インターンシップ経験、スーパーヴァイズ経験、試験の有無、資格更新、海外で教育を受けた場合の措置という観点で、英国、カナダ、米国の状況を比較した。その上で、日本の医療分野における心理職のサービスの質を高めるための教育研修システムについて考察した。

## C. 結果

### 1) 英国、カナダ、米国のサイコロジストの概要および活動状況

英国、カナダ、米国の医療分野の心理職には、主に臨床心理サイコロジストとカウンセラーがある。ここでは、臨床心理サイコロジストについて取り上げ、英国、カナダ、米国における制度の概要と活動状況について情報収集し、レビューを行った。以下に、その要約を述べる。

#### 1-1) 英国

英国の臨床心理サイコロジストは、3年間の専門職大学院を修了した者である。専門職大学院は、修士課程や専門職大学院以外での博士課程とは異なる。つまり、臨床心理サイコロジストになるためには、D. Clin. Psych.あるいは、Clin.Psy.D.か類似のタイトルが示されている教育プログラムのみが適応される。Psy.D や Ph.D のプログラムではなれない。

英国の場合、臨床心理学、つまり臨床心理学は、The British Psychological Society(BPS)によって認められている応用心理学における7分野の一つである。7分野には、臨床心理学(臨床心理学)、カウンセリング心理学、教育心理学(スコットランドは別にある)、法心理学、健康心理学、職業心理学、スポーツ心理学が含まれる。これら7分野は、2009年7月1日よりThe Health and Care Professions Council(HCPC)によって認められ、法的に規制された。HCPCは、16分野(現時点では)における健康に関する専門家(例えば、社会福祉士、言語療法士、芸術療法士、X線技士など)のための政府監視機関である。また、教育訓練プログラムの基準と専門家としてのスキルや行動に法的な基準を設けていて、全ての専門家や教育プログラムを提供する者は順守しなければならない。従って、HCPCとBPSが認める専門職大学院を修了した後、HCPCに登録し、'practitioner psychologist'あるいは、'registered psychologist'専門は、'clinical psychologist'というタイトルになる。臨床心理サイコロジストは、法律で守られている。従って、国家資格のため

の試験があり、合格した者に「資格」を発行するという考え方ではない。HCPC の最新の登録者数は、11,198 人（イングランドのみ。スコットランド、ウェールズ、アイルランドを含めると 20,8591 人。2015 年 1 月時点）である。

英国の場合、専門職大学院を修了したクリニカルサイコロジストは、多様な精神疾患（不安障害、外傷後ストレス障害、うつ病、双極性障害、統合失調症、身体表現性障害、摂食障害、依存症、人格障害、発達障害など）、身体疾患（急性・慢性、糖尿病、神経心理学的検査とリハビリテーション）、知的機能（軽度～重度の認知障害）、多様な心理検査（インタビュー、観察、尺度、発達検査など）、様々な年代（乳幼児／就学前、子ども、思春期、成人、高齢者）、心理療法の形態（個人、家族、カップル、グループ、組織、ケアする人）、サービスの提供形態（入院、施設、一次・二次・三次医療\*など）や直接的・間接的（スタッフやケアをする人、学校などを通して）に対応する。心理療法に関しては、認知行動療法は必須であり、そのほか精神力動学的精神療法、システム・家族心理学、人間性心理学など最低、2 つ以上のアプローチを実践できる。

アセスメントをし、フォミュレーションを作成し（臨床的理解を図式化したもの）、心理療法をするのみならず、研究者であり、多職種協働を実現する組織内のコンサルタントであり、訓練や教育者、臨床リーダー、イノベーター、マネージャーでもある。

特筆すべきは、多く（2013 年 9 月の時点では、イングランドにおいて 8,576 人）が、英国の国民保健サービスである National Health Service (NHS) に常勤や非常勤の形態で勤務している。これは、教育プログラムの中で NHS での有給での実習経験が大きな柱であるためと関連する。なおかつ、専門職大学院を受験する条件として、NHS での就労が前提であり、英国で就労できる必要がある。

準サイコロジストに値するのは、

「Psychological Wellbeing Practitioner (PWP)」がある。これは、2008 年メンタルヘルスの問題を抱える人々の医療費削減や社会的損失削減の動き、社会からの要請によって始まった Improving Access to Psychological Therapies (IAPT) によってできた役割である。特に軽度～中程度の不安障害とうつ病の認知行動療法を行う人たちである。最近では、さらに幅が広がり、あらたに子どもや若者の認知行動療法を行う PWP の役割もできた。PWP は、BPS が認定している修士課程を終えた者がなれる。

注 1) 一次・二次・三次医療

住民は登録し、総合診療医・かかりつけ医 general practitioner (GP) がいる。GP はゲートキーパー役も担っており、救急などの場合を除いて担当 GP の許可なく上位医療を受診することはできない。二次医療は病院が担い、専門的医療・精神疾患ケア・救急救命などを提供する。三次医療は大学病院等が担っている。

## 1-2) カナダ・米国

カナダ、米国は、各州が一つの国のような機能を持っているため、クリニカルサイコロジストの認定は基本的に州毎に行われている。カナダでは、登録サイコロジスト (Registered Psychologist)、米国では、Certified Psychologist (公認サイコロジスト) と呼ばれる。資格内容は、いずれも American Psychological Association に準じている。また、カナダでは、Canadian Psychological Association、および Canada Health Act 等に遵守している。カナダ、米国ともに、各州で記載の仕方に差はあるが、要件に大きな差はない。本稿では、カナダではオンタリオ州、米国ではアリゾナ州の情報を扱った。

カナダの登録サイコロジスト、米国の認定サイコロジストは、臨床心理学の Psy. D や Ph.D のための博士課程プログラム（修士課程含めて最短で 4 年）を修了し、決められた時間数の実習・インターンシップ経験を積み、筆記試験（国の試験は必須、州の試験は州によって要否が分か

れる)、口述試験に合格した者である。カナダ、米国では、国の試験として、いずれも The Examination for Professional Practice in Psychology (EPPP) という資格試験が利用されている。また、準登録サイコロジストの資格もあり、カナダ(オンタリオ州)における要件は、要修士号、実習時間最低 400 時間、修士課程修了後に 1 年間(1500 時間)のインターンシップ経験、EPPP および口述試験に合格すること、である。米国には、準サイコロジストの資格を認定している州とそうでない州があり、アリゾナ州では資格認定していない。

オンタリオ州(人口約 1360 万人:2014 年 1 月 1 日時点)には、現在、3800 人を超える登録サイコロジスト、準登録サイコロジストがおり、公的な認定機関は、The College of Psychologist of Ontario(CPO)である。アリゾナ州(人口約 673 万人:2014 年 7 月 1 日時点)の公的な認定機関は、Arizona Board of Psychologist Examiners である。

臨床心理サイコロジストは、特に精神疾患や気分障害、発達障害、問題行動に関するアセスメント、診断、治療に精通している。臨床心理サイコロジストは、精神障害を治療するために、薬物の使い方は習うが、薬物の処方はない。臨床心理サイコロジストは、クライアントが抱えている問題に対する理解を支援し、洞察を促し、問題の影響を最小限にコントロールするスキルを発展させること、またその際に多職種による連携をコーディネートすることが役割である。また、人間の発達を理解し、研究の視点を持ち、知能や達成度、人格、気分障害、脳機能への影響をアセスメントするために心理テストを実施することが役割となる。臨床心理サイコロジストによるサービスへの支払いは、自由診療、拡張型医療保険、雇用促進プログラム、または行政やその他の特別なプログラムによってまかなわれる。

## 2) 英国、カナダ、米国の臨床心理サイコロ

## ジストとカウンセラーの比較

医療分野の心理職には、大きく分けると臨床心理サイコロジストとカウンセラーがある。カウンセラーの概要および活動状況について情報を収集し、レビューを行い、臨床心理サイコロジストと比較した。

### 2-1) 英国

英国では、セラピストやカウンセラー(言葉の上での区別はほぼない)は、通常、British Association for Counselling and Psychotherapy (BACP)が認定している修士課程で提供している教育プログラムを受け、スーパーヴァイズや実践経験を経て、BACP が認定する資格を有する人たちである。セラピストやカウンセラーは認知行動療法など訓練プログラムが提供するアプローチを身に付けてはいるが、基本的には傾聴に努め、クライアントの混乱を軽減し、困難に対処したり、必要なら変化できるように援助したりする。カウンセラーとしての仕事は非常勤が多く、私設相談室を開設しているカウンセラーもいるが、多くは教員、看護師、コンサルタントなどの資格と併用して持っている。

従って、英国では、臨床心理サイコロジストとカウンセラーは、区別がはっきりしている。臨床心理サイコロジストは、心理療法を実践するだけではなく、科学的根拠に基づいた(エビデンスベースト)理論をメンタルヘルス活動に適用し、評価と研究を継続する科学者-実践者である。つまり、実証性と専門性を重視する。一方、カウンセラーは、トレーニングにおいても臨床においても、研究よりも実践を重視し、実践では主に傾聴をする。また、教育プログラムと立場が法的に守られているかいないかの違いもある。

### 2-2) カナダ・米国

カナダ・米国では、カウンセラーになるためには、指定校によるメンタルヘルスに関係する修士以上の学位を取得し、200 時間以上の実習

(オンタリオ州は 200 時間、アリゾナ州はプレ実習 100 時間+実習 600 時間など、州によって幅がある)、修士修了の 2 年間のインターンシップ経験を経て、筆記試験および口述試験に合格する必要がある。カウンセラーは、かなり広汎なバックグラウンドを持ち、カウンセリングの修士号(博士号を持っている者もいるが必須ではない)。個人によって“セラピスト(心理療法士)”、“カウンセラー”など呼び方は異なる場合があるが、メンタルヘルスに関わるアセスメントや治療については訓練を受けている者と受けていない者がいる。

米国では、臨床心理学者とカウンセラーは、いずれもメンタルヘルスの専門家とされる。それぞれ国家資格であり、サービスにかかる費用は保険でカバーされる。臨床心理学者になるための学位には博士号が求められ、カウンセラーには修士号が必要である。教育カリキュラムが異なり、臨床心理学者は APA のカリキュラムに依拠するが、カウンセラーは CACREP (Council for Accreditation of Counseling and Related Educational Programs) のカリキュラムに依拠する。臨床心理学者は研究実施や統計解析に関する知識、経験を有し、カウンセラーは研究よりもむしろ実践の方が優先される。臨床心理学者、カウンセラーいずれも心理療法を行うが、臨床心理学者の方がより重篤な精神疾患(双極性障害、統合失調症など)の治療に当たることが多く、また心理検査のトレーニングを受けている。

以上を総合すると、臨床心理学者は、学部から一貫して心理学を学び、博士号および国家資格制度を持ち、精神疾患のアセスメント(神経心理学的検査を含む)、診断に関する訓練を受けている。多職種との連携をコーディネートする役割を担い、双極性障害や統合失調症などより重篤な疾患の治療を行い、また研究に関する知識、経験も有しているが、カウンセラーは、通常、研究よりも実践を重視したト

レーニングを受けている。

### 3) 英国、カナダ、米国の臨床心理学者になるための要件

英国、カナダ、米国の臨床心理学者になるための要件について、表 1 にまとめた。また、学部教育と大学院受験、大学院プログラムと最終学位、実習/インターンシップ経験、スーパーヴァイズ経験、試験の有無、資格更新、海外で教育を受けた場合の措置という観点で、英国、カナダ、米国の状況を比較した。

#### 3-1) 学部教育と大学院受験

英国、カナダ、米国で臨床心理学者になるためには、学部から一貫して心理学に関する教育を受けていることが求められる。

英国の場合、臨床心理学者の専門職大学院を受験する際の条件として、BPS が認定している 458 コースの心理学部の学士を取得している必要がある。しかも、卒業時の成績が、2.1 以上<sup>注1)</sup>でなくてはならない。さらには、高校生レベルで理科の A レベル<sup>注2)</sup>に合格していなければいけない。臨床心理学者になるための専門職大学院は 36 しかない。従って、非常に競争率が高い(参考:オックスフォード大学で約 200 名受験するが合格者は 17 名)。また、受験条件が厳しく、一次の書類選考に受かって最終選考の面接まで到達できるまで厳しい審査がある。一次審査の書類選考は英語力、学部の優秀な成績、英国で就労可能かなどが審査される。二次審査は、筆記試験、三次審査は 2 人以上の審査者が①推薦状、②経験(assistant psychologist か research assistant の経験。臨床心理学者のもと NHS で経験を積んでいる)、③研究、④書籍や論文、⑤追加のスキル、⑥文章の表現力、⑦受験者の強みなどを評価し選定する。最終のインタビュー審査では、各大学院によって違いはあるが、概ね、架空の事例にどう対応するかを口頭で答えことに加えて、一般的な臨床心理学に関する質問、